

「中間のまとめ」からの主な変更点

意見の概要	答申（案）への反映（抜粋）	本文掲載
第1章 東京都における消費者被害救済の現状と課題		
●（付託要件の限定性に関して）相談員によるあっせん不調が年間200件程度あるが、なぜ委員会の審議対象とならないものが多いのか。	⇒これらの紛争には被害の多数性や重大性に当たらないものや、それぞれ特有な事情に起因するものがある。 （特有な事情について、注記に具体例を記載）	P8
第2章 東京都における消費者被害救済の見直しの方向		
●相談対応も含めた被害救済全体の流れを最初に書いておくべきである。	⇒消費者被害救済の基本は、相談員による助言・あっせんであり、これにより解決し難いもののうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼす紛争等について、委員会に付託し、あっせん・調停を行っている。	P12
●新たな部会を設置し迅速化を図るとしているが、委員会の主目的は個別救済へと変わってしまうのか。従来のものも維持すべきである。	⇒個別案件にとどまらず、その経過・結果を明らかにして、同一又は同種の被害の未然・拡大防止を図ることにより、これまで委員会が果たしてきた役割にかんがみて、この基本的な考え方は維持していくべきである。	P12
●どちらの部会で審議するのかをどのように判断するか、わかりやすく記述すべきである。	⇒消費者被害救済委員会の委員の意見を踏まえ、公平・公正に振り分けができる基準を定めることとする。その上で、委員会の会長の判断のもと、個々の案件の状況等を勘案しつつ、基準に則ってそれぞれの部会に振り分けていく。	P15
●適格消費者団体を申立人とするについては、検討課題は残るとしても、議論の経過を正確に表現すべきである。	⇒対象とする紛争案件の拡大については、消費者、事業者間の個別紛争ではなく、多くの消費者に被害を及ぼすおそれのある「契約条項等に問題のある約款等」について委員会で審議することはできないか検討を行った。 （中略）現時点では、既存の協力体制を積極的に活用し、将来的には、消費者のための新たな訴訟制度導入の動き等も踏まえ、当該団体の案件を委員会の対象にすることも、検討していく必要がある。	P19
第3章 東京都における消費者被害救済の今後		
●区市町村による委員会の運営にあたっては、都がマニュアルを提供するなどの支援のあり方を具体的に記述すべきである。 ●委員会の機能拡充が、区市町村のセンター機能充実にどのように結びつくのか、掘り下げてうたうべきである。	⇒都が、委員会の運営方法等についてモデルケースを示し、ノウハウを提供することで、区市町村における委員会の設置促進を図っていく。 （中略）将来的には、都の委員会では、広域的な効果が求められる案件を担当し、区市町村の委員会では、相談員による相談対応が困難な場合や緊急に解決すべき場合などに処理を行うといったように、役割分担していく。	P20
おわりに		
●委員会の審議結果を踏まえて、取締りの強化や国への要望等、消費者施策へ生かすことが重要である。	⇒委員会の新たな取組みを受けて、都が実施する施策にも反映させていくことが重要である。解決指針等を都民に情報提供し、被害の未然防止・拡大防止につなげること、相談対応に活かし、迅速なあっせん解決を目指すこと、これまで以上に積極的に国への法規制を働きかけ、併せて事業者に対する是正等の要望を行っていくべきである。 （委員会の報告に関する取組事例（参考資料8）を追加）	P23 (P38)